

# 要 旨

## 1 作成の背景

我が国は国民生活に深く関わる地名の命名・管理・表記運用に所掌機関が個別적으로対処してきたため、地名行政における統一の方針の欠如、命名権や情報共有体制の不備、表記基準の未整備、国内地名のローマ字表記や外国地名の日本語表記の不統一などの問題が生じている。その結果、地名の商業化（ネーミングライツなど）による地名の混乱、住居表示や市町村合併を契機とした文化・伝統・歴史的地名の消失、さらには、先住民の言語文化と地名への配慮の不足などが顕在化している。また新しい地名から場所を認識しづらい状況は地域間交流や経済活動にも支障を与えかねない。これらの大きな原因は、地名問題の共有化・データベース化・国際連携について一体的・俯瞰的に対応する産官学民横断的な組織が存在せず、地名表記・運用の規範が確立されてこなかったことにある。

そのため、地名問題の総合的な解決には、①命名・改名・表記などを包括的に助言できる横断的組織の設立や専門人材の育成と教育的な配慮、②住所表記（所在地を含む）の標準化・デジタル化及び歴史的な過程を理解し得る地名集（Gazetteer）の整備、③国連地名専門家グループ（United Nations Group of Experts on Geographical Names, UNGEGN）や国際連合教育科学文化機関（UNESCO）などを視野に入れた国際的な議論への積極的関与と国内政策への反映が急務である。

## 2 現状及び問題点

平成の大合併の際、カタカナ地名、ひらがな地名、領域に適合しない広域地名などが多く誕生し話題になった。また歴史的地名が継承されないことを嘆く声も聞かれた。市町村の名称変更については、当該市町村が決定するものとされるが、名称の在り方について指針となるようなものはない。だが、地名の使用は当該住民に限られるわけではなく、広く国全体で使用される公共的性格を持つため、人々の多くが違和感を抱かない適切な指針の策定が望まれる。さらに、地名のローマ字表記などにも混乱が見られ、外国人観光客への分かりやすい対応が求められている。加えて、地名命名権の売却問題も発生しており、様々な地名の諸問題に恒常的に対処する地名専門組織の設置の必要性が高まっている。

一方で、令和3年（2021年）のデジタル庁発足に伴い住所データベースの共有が進められるようになったが、各省庁での地名・住所利用及び、その名称や表記に関する省庁間調整が十分とは言い難い。ここでも地名標準化や地名、表記の統合管理の必要性が求められている。

国際的には多くの国々が地名運用に関わる専門機関を有している。また世界各国において、地名が然るべき機関によって管理されるという地名標準化の普及に UNGEGN が取り組んでおり、その主な目的は、各国における地名の表記や命名の条件などを可能な限り標準化する学術理論の開発、並びに、地名を管理する際の原則的な考え方が各国内で広く参照され、政治・外交・経済・社会・文化活動において普及することの促進にある。この UNGEGN の活動に我が国は継続的に参加しており、地名組織を有するメンバー国として位置

付けられているものの、その実態は国土地理院と海洋情報部による連絡協議会であり、地名問題に恒常的に対処する産官学民横断的な組織とはいえない。UNEGNをはじめとする国際組織において地名標準化のための我が国の取り組みが実質的に十分なものとなるよう、国連の活動に対する組織的かつ継続的な対応が緊要となっている。

### 3 見解の内容

地名運用の一貫性と国際整合性、歴史的地名の保護を同時に実現する持続的な地名ガバナンスを可能にするために、以下の3案を一体的に速やかに講じることを提案する。

#### ① 産官学民横断的組織の設置と地名専門家の人材育成

地名の命名・改名・呼称・表記に関して、助言・指導・審議・調整を担う産官学民横断的な常設組織を設置する。同組織は、地方公共団体・関係省庁・研究機関・民間事業者・地域コミュニティなどの参画により、全国的な方針とガイドラインを提示し、個別案件への専門的支援を行う。また、地名運用に助言可能な専門人材（名称学・地理情報・言語文化・法制度に通じた実務家）を計画的に養成し、各地域に配置・ネットワーク化する。【総務省、国土交通省、文部科学省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、地図関係の業界、教科書出版社の業界】

#### ② 住所表記の標準化・デジタル化と地名集の整備

住所データの表記ゆれや不一致がデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進する上で大きな障害となっている。そのため、住所の表記を統一し、デジタルで扱える形に早急に整備する。併せて、国内地名の外国語（ローマ字）表記、外国地名の外国語・ローマ字・漢字表記の変化履歴を継続的に記録できる地名集を構築する。

さらに、現在及び過去の地名・住所を包括し、災害地名や小字（こあざ）地名を重視したジオコーダなど GIS 連動型の地名データベースを学術基盤情報・技術として整備・公開・活用する。併せて、地方公共団体における地名命名・変更をめぐる議論や決定過程の記録を体系的に収集・保存し、データベースに付随する監査可能なメタデータとして整理する。【国土交通省、デジタル庁、国立国会図書館、国立情報学研究所】

#### ③ 国際的取り組みへの積極関与と国内政策への還元

UNEGNにおける地名の商業化回避、エクソニム（外来地名）の適正使用、先住民族地名の尊重などの国際的議論に積極的に参画し、国内の制度運用へ反映する。国内専門家の国際会議派遣を恒常化し、動向のモニタリングとフィードバック体制を構築する。

また、UNESCO世界遺産申請などの場で地名表記への配慮を求めるとともに、日本と東アジアの漢字圏における言語文化と地名表記の相互関係を制度的に確立する。国際学術会議（ISC）などの学術団体に対しても、言語文化と地名に関する配慮を働きかける。

さらに、南極地名や海底地形名など、既に国際的な運用が確立している分野の組織と連携し、そこでの優れた取り組みや実践方法を国内の仕組みに取り入れる。最後に、地理的表示（GI）制度や地名の商標登録の普及に伴い顕在化しつつある国際的トラブルを未然に防ぐため、関係国・国際機関と協調しつつ、地名の適正利用を確保する枠組みを整える。【外務省、文化庁、農林水産省、特許庁、独立行政法人国際協力機構】